

保全ニュース 九州

第50号 (2017年3月)

TOPICS

- エレベーターの安全確保に徹底をお願いします！
- 各施設の保全状況が更に改善されました！

■エレベーターの安全確保に徹底をお願いします！

エレベーターの安全確保については、（平成28年9月1日付け国住指第1933-3号(以下、「本文」という)のとおりに中央官庁営繕担当課長あてに通知されているところ。更なる安全確保に向けた取り組みを実施するため、本文にも記載されていますが、以下の3点についてご理解ご協力をお願いするとともに貴官署施設の施設保全責任者へ周知頂きますようお願いいたします。

1. 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の活用について

上記、指針及び契約書は、所有者等がエレベーターを常時適法な状態に維持するため、所有者等、保守点検業者、製造業者のそれぞれの役割や保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項、契約に盛り込む事項等、保守点検業者と契約する際の標準的な契約書及び仕様書等が示されています。

資料については、下記URLよりダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000607.html

2. 既設エレベーターの戸開走行保護装置の設置促進について

平成18年東京都内で発生したエレベーター事故等を受け、安全に係る技術基準が見直され、建築基準法施行令等が改正されました。この改正により、平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては「戸開走行保護装置」の設置が義務づけされていますが、それ以前に設置されたエレベーターは、既存不適格※が適用されるため、設置が義務付けされていない状況にあります。

既設エレベーターについては、安全確保のため「戸開走行保護装置等の設置の促進について(平成24年4月27日付け国住指第291号ほか)」において、戸開走行保護装置の設置を促進するための方策が講じられているところです。

※**既存不適格**：建設時は当時の法令に基づき建てられた建築物が、その後の法令改正や都市計画等の変更により、現行法に対して適合しない不適格部分が生じた建築物を示します。現時点の建築物には新たな法令等の規定が適用されないことが定められています。これが「既存不適格」です。(建築基準法第3条2項)

3. 緊急時の体制確保について

エレベーターの所有者等は、事故発生時の対応を定めた、初動体制等を定めたマニュアルの整備を行い、緊急時に迅速に対応できるよう必要に応じ訓練の実施をお願いいたします。

戸開走行保護装置とは？：駆動装置及び制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合、又はかご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前に、かごが昇降した場合に自動的にかごを制止する装置。(下図参照)

①2個の独立したブレーキ

片方のブレーキが故障しても、もう片方のブレーキで安全にかごを制止・保持できる。

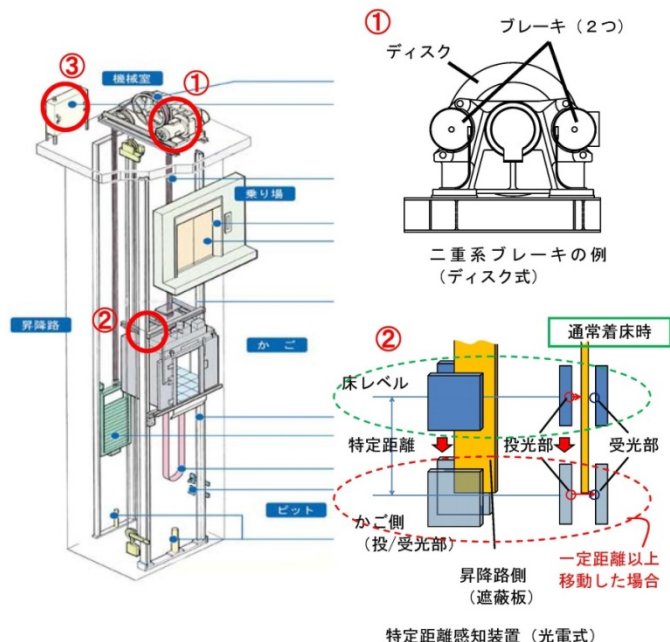
②かごの移動を検知する装置(特定距離感知装置等)

ドアの開閉状態を検出するかご戸・乗場戸スイッチに加え、かごが乗場から一定距離以上移動した場合に感知する特定距離感知装置を設けることにより、戸開走行を検出する。

③通常の制御回路とは独立した制御回路

通常制御プログラムが故障しても、安全にエレベーターを制御して停止させることができる。

①・②・③がそろったものを戸開走行保護装置として大臣認定している。



○戸開走行保護装置等の設置に係る手続きについて

戸開走行保護装置を設置する際の建築基準法上の手続きは、エレベーター全体を撤去、新設する場合を除き確認申請・検査は不要となりますが、設置後、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、報告の際に戸開走行保護装置の外観写真や施工図等の提出を求めさせていただきますようお願いいたします。

また、戸開走行保護装置は大臣認定を取得した製品であることが必要です。そのため現行法令に適合させる改修工事においても大臣認定を取得した方法でなくてはなりません。

今後、既設エレベーターに戸開走行保護装置を設置する際には、大臣認定の取得があるか、設置可能か保守業者等に確認をしておいていただきますようお願いいたします。

○エレベーター安全装置設置済みのマーク表示制度について

一般の利用者にとって、戸開走行保護装置等が設置されているエレベーターかどうか容易にわかるマークを、エレベーター内の見やすい場所に表示する任意制度を平成24年8月より運用が開始されていますので、戸開走行保護装置等が設置された場合は、積極的にマーク表示にご協力頂くよう貴官署施設の施設保全責任者へ周知をお願いします。



戸開走行保護装置

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人が挟まれること防止する装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第1号)。



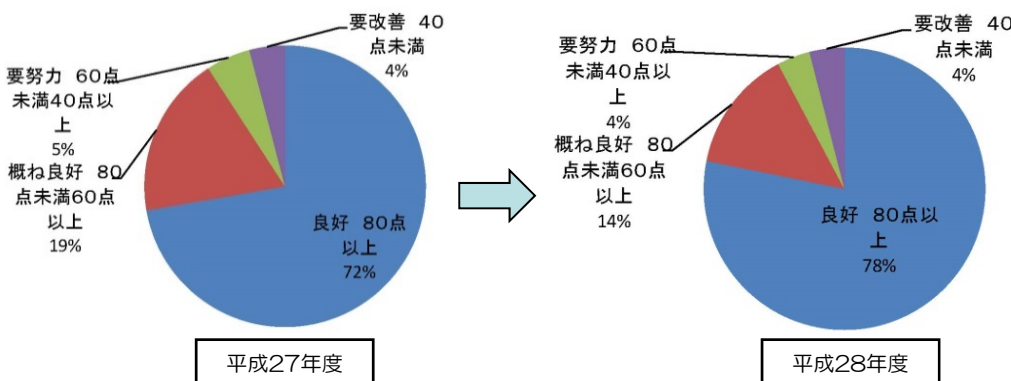
地震時管制運転装置

地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最寄り階に自動運転し乗客をエレベーター外へ避難させることにより、かご内への閉じ込めを未然に防ぐことができる装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第2号)。

■各施設の保全状況が更に改善されました！

各府省の官庁施設の管理者等のご協力により平成28年度保全実態調査が完了し、調査データの集計が終わりましたので報告いたします。調査へのご協力ありがとうございました。

九州地方整備局管内の調査実施数は1,431施設でした。宿舎を除く976施設について保全状況の良否を示す「総評点」を算出していますが、保全状況の良好な施設「総評点80点以上」の割合は昨年度と比較し6%上昇し年々改善されています。



※尚、各施設の保全実態調査の入力結果は各ブロック機関へ郵送させて頂いておりますので、ご確認頂くとともに、引き続き保全状況の改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

公共建築相談窓口

- 九州地方整備局営繕部 計画課 TEL 092-476-3535
- 保安指導・監督室 TEL 092-476-3539
- 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
- 熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
- 〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1
- 鹿児島営繕事務所 技術課
- 〒892-0816 鹿児島市山下町13-21 TEL 099-222-5188

編集事務局

- 九州地方整備局営繕部 調整課
- 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
- TEL 092-476-3537
- FAX 092-476-3486
- E-メール tatemono-hozen@csr.mlit.go.jp